

[調 査 の 説 明]

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が取扱う労働争議の調整の参考資料として利用するために情報収集することを主目的として、昭和27年以降隔年実施しているもの（今回の調査で29回目）であるが、参考までに産業別等に集計を行い公表しているものである。

2 調査対象期間

- (1) 平成19年6月末日現在における、退職金制度（退職一時金制度、退職年金制度）及び定年制の事情について調査した。
- (2) 次の事項の調査対象期間については以下のとおりである。
 - ① 退職金制度（退職一時金制度、退職年金制度）の最近の変更状況
：平成17年7月1日～平成19年6月30日
 - ② 退職事由別退職者数及び一人平均退職金支給額
：平成18年度1年間（決算期間）

3 調査対象企業

中央労働委員会が行う労働関係の調整の参考とするため、原則として次に該当する企業の中から独自に選定している。

- (1) 資本金 5億円以上
- (2) 労働者 1,000人以上

なお、本調査は企業単位（本社に限らず、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施しているものである。

4 調査対象労働者

本調査の対象労働者は、常用労働者（長期欠勤者、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者、賃金の全部又は一部を支給していない出向者等を除く）で、役員及び理事者等であっても、一般労働者と同じ給与規定等が適用される者を対象とする。

5 回答状況

調査対象企業数は373社（集計対象に係る企業は357社）で、有効回答企業数は257社（同246社）、回収率は68.9%（同68.9%）である。

6 集計方法

- (1) 航空、病院、農協団体等一部の企業を除き、246社を集計対象とした（回答の遅れたものについては一部集計から除外している）。
- (2) 各集計項目ごとに回答のあった企業数を「集計社数」とした。
- (3) 集計値は、原則として、集計した企業ごとの数値を単純平均した1社当たりのものである。
ただし、「集計第16表」（退職事由別平均退職金額）、「集計第17表」（勤続年数、学歴別定年退職者の平均退職金額）は各退職者数による加重平均である。

7 主な用語の定義

- (1) 「事務・技術労働者」及び「生産労働者」の区分

- ① 「事務・技術労働者」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究等の部門に従事する常用労働者（単純作業に従事する者も含む）をいう。
- ② 「生産労働者」とは、上記「事務・技術労働者」以外の常用労働者で、主に物の生産及び建設作業の現場において、生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とした。

(2) その他

- ① 「退職金制度」とは、「退職一時金制度」及び「退職年金制度」のことをいう。
- ② 「退職一時金（制度）」とは、会社都合（定年を含む）、自己都合、死亡等の理由で退職する労働者に対し、あらかじめ定められた規程等に基づき、企業又は退職金管理機関から一時金が支給される制度をいう。なお、退職年金制度の脱退一時金や年金の一括払い（一時金としての支払い）は「退職一時金（制度）」には含まない。
- ③ 「退職年金（制度）」とは次に掲げるものをいう。
 - ア) 「(税制) 適格年金」
 - イ) 「厚生年金基金（調整年金）」
 - ウ) 「確定給付企業年金」
 - エ) 「確定拠出年金（企業型）」
 - オ) 「その他の年金（非適格年金）」
- ④ 「モデル退職金」とは、学校を卒業後、直ちに（大学卒は22歳、高校卒は18歳、中学卒は15歳で）入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数）に該当する者の退職金をいう
- ⑤ 「満勤連続（満勤）」とは、学校を卒業後、直ちに（大学卒は22歳、高校卒は18歳、中学卒は15歳で）入社して同一企業で定年退職するまで勤務した者をいう。
- ⑥ 「年金現価額」とは、将来、複数年にわたって支払われる年金額の総額（事業主負担の掛金分に係る部分に限る。厚生年金等の公的年金は含まない。）から、その間に生じる利息分を含めない、現在の金額に換算した額をいう（支給期間が終身の場合は、支払保証期間で算出したもの）。
- ⑦ 「定年制」とは、労働者が一定年齢に達したとき雇用契約を解除することを、あらかじめ就業規則等に定めている制度をいう。
- ⑧ 「早期退職優遇制度」とは、選択定年制（定年前の一定期間に退職を選択する制度）により、定年年齢より早い時期に退職する者に対して、退職金の支給額等を優遇することにより早期退職を奨励する制度をいう。
- ⑨ 「継続雇用制度」とは、高齢者の雇用の安定等に関する法律第9条第1項2規定するものをいい、具体的には「勤務延長制度」（定年年齢に達した者を直ちに退職させることなく、継続して雇用するもの）、「再雇用制度」（定年年齢に達した者を一旦退職させ、あらためて同一企業との雇用契約を締結するもの）をいう。